

南九州市告示第69号

南九州市知覧城跡整備基本計画策定委員会設置要綱を次のように定めた。

令和8年3月13日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市知覧城跡整備基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条の規定により指定された史跡知覧城跡(以下「知覧城」という。)について南九州市知覧城跡整備基本計画(以下「整備基本計画」という。)の策定に関する事項を検討するため、南九州市知覧城跡整備基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、南九州市知覧城跡保存活用計画書及び南九州市文化財保存活用地域計画に基づき、整備基本計画に関する必要な事項を調査し、今後の方向性について検討を行い、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、知覧城の整備基本計画に関し識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

3 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、歴史文化財課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が定められていない場合にあっては、市長が招集する。

(南九州市知覧城跡保存活用検討委員会設置要綱の廃止)

3 南九州市知覧城跡保存活用検討委員会設置要綱（令和6年南九州市告示第72号）は、廃止する。